平成２６年（再イ）第６２２号
東京都東久留米市中央町３―18―26
再生債務者　向　　浩範
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月14日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再イ）第６５６号
東京都板橋区高島平２―28―４―821
再生債務者　中村　朋幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月14日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再イ）第２号
愛媛県西予市宇和町新城1175番地
再生債務者　森　　智和
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月16日
松山地方裁判所宇和島支部

平成２６年（再イ）第１０８号
神戸市長田区六番町３丁目４番地の９
再生債務者　任栄嬶こと　豊村　英之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月15日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２６年（再イ）第１２号
広島市安佐南区伴東１丁目54番10号
再生債務者　平　　弘志
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月15日
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（再イ）第８９号
埼玉県所沢市泉町914番地の９
再生債務者　尼崎　忠男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月15日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（再イ）第４２８号
大阪府東大阪市上四条町20番33号
再生債務者　真田　幸雄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再イ）第４６４号
大阪府寝屋川市大成町９番14号
再生債務者　堤　　信之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（再イ）第１号
栃木県さくら市長久保549番地
再生債務者　小竹　正之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月15日
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２６年（再イ）第２８号
静岡県御殿場市東山990番地　御殿場コート２Ｅ
再生債務者　松本　　薫（旧姓齋藤）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月16日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（再イ）第１１１号
堺市北区中百舌鳥町２丁40番地１　ＶＡなかもず810号
再生債務者　中薗　　愛
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月15日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２６年（再イ）第７１号
仙台市泉区住吉台西２丁目７番地の４
再生債務者　村上由佳理
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月16日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２６年（再イ）第７号
長野県茅野市玉川927番地201
再生債務者　五味　寛典
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月16日　長野地方裁判所諏訪支部

平成２６年（再イ）第９号
長野県上伊那郡辰野町大字伊那富2678番地１
再生債務者　山﨑　貴弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月16日　長野地方裁判所伊那支部

平成２６年（再イ）第１７号
三重県伊勢市二見町荘1239　サンシャトー103
再生債務者　橘　　裕司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月16日
津地方裁判所伊勢支部再生係

独立行政法人酒類総合研究所の平成27年度計画の公表について

独立行政法人通則法第31条第１項の規定に基づき、独立行政法人酒類総合研究所の平成27年度計画を定め、財務大臣に届け出たので公表します。
平成 27 年４月 30 日
独立行政法人酒類総合研究所
理事長　家村　芳次
１．財務大臣への届出　平成27年４月１日
２．閲覧方法
⑴　窓口での閲覧　独立行政法人酒類総合研究所総務課（広島県東広島市鏡山三丁目７番１号　電話番号　082―420―0800）
⑵　インターネットによる閲覧
当所ホームページ
http://www.nrib.go.jp/に掲載

特定計量器型式承認

国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第５号
計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の規定に基づき、平成27年４月10日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。
平成 27 年４月 30 日
国立研究開発法人産業技術総合研究所
理事長　中鉢　良治
１．承認番号　第Ｄ155号
２．名称　株式会社クボタ
３．住所　大阪府大阪市浪速区敷津東１－２－47
４．特定計量器の種類　非自動はかり